

熊本県地域防災計画の修正の概要

1. 国の防災基本計画修正(R4.6)の反映

主な修正項目

1. 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正

(1) 令和3年7月1日からの大雨

① 盛土による災害の防止に向けた対応

- ・盛土による災害の防止のための取組み
- ・危険が確認された盛土に対する県及び市町村による速やかな是正指導

② 災害時の安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

- ・災害時における安否不明者の情報収集
- ・安否不明者等の氏名等公表に係る手続等の事前整理

③ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

- ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進
- ・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言

(2) 海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害

① 航路等に漂流する軽石の除去

- ・港湾管理者、漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去

(3) トンガ諸島の火山噴火による潮位変化

① 海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難指示の適切な発令

- ・市町村における津波高に応じた避難指示の発令対象区域の設定

2. 関連する法令の改正を踏まえた修正

(1) 津波対策の推進に関する法律の改正

① 津波対策の推進

- ・津波対策におけるデジタル技術の活用
- ・地域の特性に応じた避難施設等整備の推進

(2) 航空法施行規則の改正

① 災害応急対策に従事する航空機の安全確保

- ・県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整

3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

① 流域治水の取組を推進するための連絡体制の構築

② 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

③ 避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働

熊本県地域防災計画の修正の概要

2. 県防災施策の反映の修正

主な修正項目

1. 共通対策編

- ① 長周期地震動階級の取扱いの変更
- ② 新型コロナウイルス感染症の取扱いの変更
- ③ 市房ダムにおける「貯留能力の半分情報」の提供開始
- ④ 熊本県国土強靱化地域計画の追記
- ⑤ 「九州を支える広域防災拠点構想」の策定による追記
- ⑥ 県備蓄医薬品の備蓄品目の見直しと備蓄箇所の集約
- ⑦ 災害対策本部規程に基づく本部員の修正
- ⑧ 「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」に係る修正

2. 阿蘇火山噴火対策編

- ① 阿蘇火山広域避難計画に基づいた火山防災対策の明記
- ② 防災対策事業等の推進に伴う修正
- ③ リアルタイムハザードマップの運用開始に伴う修正

3. 海上災害対策編

- ① 海上災害発生時の県の組織体制に係る規定の明確化

4. 航空機災害対策編

- ① 天草空港の関係機関窓口の追加
- ② 航空機事故発生時の県の組織体制に係る規定の追加

1. 国の防災基本計画修正(R4.6)の反映

(1) 災害時の安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

①災害時における安否不明者の情報収集 取組の追加

県地域防災計画 第1編 第3章 第8節 4. 被害等の調査・報告

(2)市町村による調査等

市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県(旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等)に連絡するものとする。

さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

②安否不明者等の氏名等公表に係る手続等の事前整理 取組の追加

県地域防災計画 第1編 第3章 第9節 4. 県における広報活動

(1)広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

なお、行方不明者となる疑いのある者(以下「安否不明者」という。)や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者(以下「行方不明者」という。)及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

ア 災害対策本部の設置

イ 災害の概要(被害の規模・状況等)

ウ (略)

(参 考) 県の対応方針 (R2年9月10日策定)

対応方針…災害時における行方不明者・安否不明者及び死者に関しては、

原則として氏名等を公表する。ただし、以下の場合を除く。

(1) 行方不明者・安否不明者

- ① 住民基本台帳の閲覧制限がある場合

(2) 死者

- ① 遺族の同意がない場合(※)
- ② 住民基本台帳の閲覧制限がある場合

(※)遺族の同意がない場合であっても、「より高い公益上の必要性」がある場合は公表する。

(例:死者の氏名等を公表しないことにより、多くの人が安否情報を求めて被災地を訪ね、新たに被害が生じるなどして、救命救急活動に支障が生じている場合 など)

1. 国の防災基本計画修正(R4.6)の反映

(2) 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

①学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 取組の追加

県地域防災計画 第1編 第2章 第9節 4. 学校教育における防災知識の普及

県及び市町村は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

②避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言 取組の追加

県地域防災計画 第1編 第3章 第11節 2. 避難指示等の内容及び伝達方法

市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

荒尾市消防団の取組

～市内の小中学校に、消防団・防災士を派遣して、防災学習を支援する取組～

市防災担当職員と、消防団員(3人)及び防災士(2人)が講師となり、防災クイズや防災講話を行うものです。

(令和4年度:小学校3校、中学校1校)

今後は自主防災組織とも連携を図り、地域の防災力向上を目指しています。



令和4年5月21日 荒尾市立平井小学校 【提供:荒尾市】

1. 国の防災基本計画修正(R4.6)の反映

(3) 航空法施行規則の改正

○災害応急対策に従事する航空機の安全確保 取組の追加

県地域防災計画 第1編 第3章 第8節 7. 防災関係機関等の協力関係

ヘリコプター運用調整所※では、無人航空機(ドローン)の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

※ヘリコプター運用調整所

県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプターの安全運航及び効率的な運用調整を行うため、熊本県災害対策本部長(以下「本部長」という。)の指示により、本部内に設置する。主な任務は、本部及び構成機関との活動連絡調整、構成機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け、航空燃料の給油に関する調整、他県との広域的な連携に関する調整、ヘリコプターの安全運航に関する調整、その他必要な事項がある。

県防災消防ヘリ「ひばり」



【出典：県防災消防航空隊】

ドローン



【出典：熊本災害デジタルアーカイブ】

1. 国の防災基本計画修正(R4.6)の反映

(4)災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

県地域防災計画 第1編 第3章 第11節 5. 避難の誘導 **取組の追加**

県及び市町村は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

県内の車両滞留の状況(令和4年12月23日)

①水俣市から鹿児島県伊佐市につながる一般国道268号において、積雪により路面が凍結し、走行できなくなった車両約49台の立ち往生が発生。

ドライバーには、地域振興局の連絡先を伝え、何かあれば救護に向かう体制を確保しました。

当日の14時にはすべての車両の移動が完了しました。

②鹿児島から人吉市につながる一般国道267号において、鹿児島方面から走行してきたトラックが西大塚トンネルを出たところで、スリップし上下線を塞ぎ、立ち往生が発生。

ドライバーには、地域振興局へ一旦退避することを提案し、食料、飲料、カイロを配布のうえ、地域振興局の連絡先を伝え、何かあれば救護に向かう体制を確保しました。

翌日の10時17分にすべての車両の移動が完了しました。

1. 国の防災基本計画修正(R4.6)の反映

(5)避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働

県地域防災計画 第1編 第3章 第11節 6. 避難所の開設及び収容

市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

ボランティアによる支援

熊本地震発災直後の平成28年4月19日から都道府県レベルでは初めての取組として、「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(以下JVOADという)」及び県社会福祉協議会との3者連携を確立。これにより、早い段階から情報を共有し、それぞれの特徴を活かした支援が可能となり、ノウハウを学ぶことができました。

これと併せ、JVOADによって民間支援団体等が集まるオープンな情報共有の場「火の国会議」が開催され、被災地域の課題の共有、支援の重複や漏れを防ぐための団体間での調整等、効果的な被災者支援が行われました。

熊本地震における火の国会議の様子



【出典：熊本県】

2. 県防災施策の反映の修正

(1) 長周期地震動階級の取扱いの変更

県地域防災計画 第2編 第3章 第1節 2. 組織の確立

取組の追加

ウ 県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合 **又は長周期地震動階級3が発表された場合** (以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表」という。)は、災害警戒本部を設置(自動設置)し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。

(略)

エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合 **又は長周期地震動階級4が発表された場合**、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置(自動設置)するものとする。

※その他複数個所に修正有

長周期地震動

南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生した際の、周期の長いゆっくりとした大きな揺れ(地震動)のことです。

長周期地震動により、高層ビルは長時間にわたり大きく揺れ、高層階の方がより大きく揺れる傾向があります。

長周期地震動により高層ビルが大きく長く揺れることで、室内の家具や什器が転倒・移動したり、エレベーターが故障することがあります。



【出典：気象庁】

2. 県防災施策の反映の修正

(2) 市房ダムにおける「貯留能力の半分情報」の提供開始

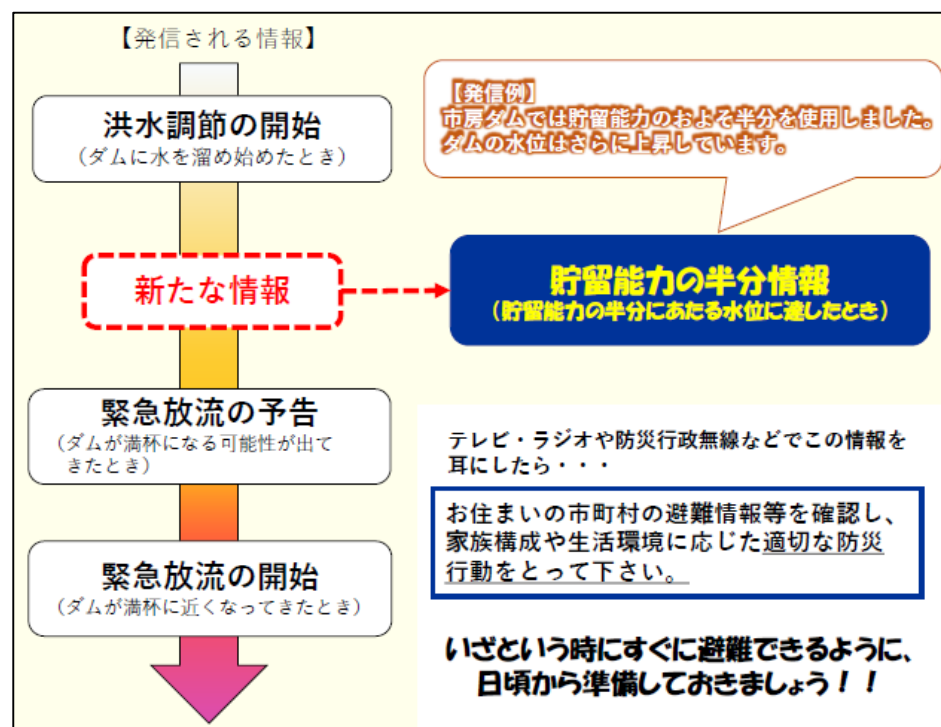
県地域防災計画 第1編 第3章 第11節 3. 避難指示等の基準

取組の追加

市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供するものとする。

市房ダムでは、“緑の流域治水”の一環として令和4年6月1日から新たに「貯留能力の半分情報」の発信を開始しました。

「貯留能力の半分情報」は、住民の円滑な避難を支援することを目的にしたもので、異常洪水時防災操作(緊急放流)の予告よりも早い段階で、ダムの貯留状況を発信するものです。



【出典：熊本県】

2. 県防災施策の反映の修正

(3)「九州を支える広域防災拠点構想」の策定による追記

県地域防災計画 第1編 第2章 第8節 5. 防災活動拠点施設

県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、九州の広域防災拠点としての機能の強化※に努めるものとする。

※広域防災拠点の機能強化

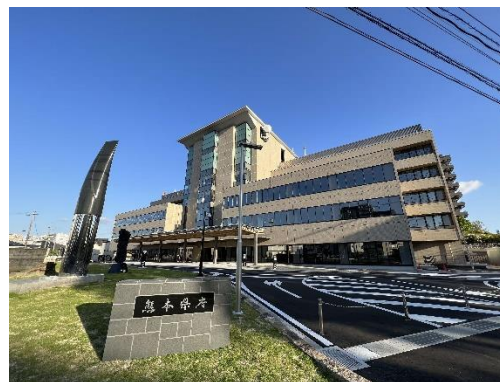
- ① 合同現地対策本部機能
- ② 九州各県へのアクセス機能
- ③ 情報収集機能
- ④ 支援物資の集積拠点機能
- ⑤ 広域支援部隊等の集結・活動拠点機能
- ⑥ 災害医療支援機能
- ⑦ 水・食料・医薬品等の備蓄・供給機能
- ⑧ 避難者受入機能
- ⑨ 災害対応ノウハウ等の提供・発信機能



国の現地対策本部
(熊本地方合同庁舎B棟)



支援物資受入れ拠点
(阿蘇くまもと空港)



熊本県災害対策本部
(防災センター)



2. 県防災施策の反映の修正

(4) 阿蘇火山噴火対策における防災対策事業等の項目追加

県地域防災計画 第4編 第1節 5. 防災対策事業等の推進

県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、関係市町村や阿蘇火山防災協議会等の関係機関と連携し、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

- ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進
- ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導
- エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲(被害想定区域)を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援
- オ 監視システムの構築
- カ 防災訓練の実施(噴火警戒レベル4以上の被害を想定した訓練)
- キ 火山噴火に伴い広域避難を行う場合の広域避難計画の策定
- ク 上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項



【出典:熊本県】

熊本県火山防災協議会(2017年3月31日設置)

※活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第4条の規定に基づき設置

主な活動

- ・火山活動状況の報告
- ・防災対応の検討(噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、避難計画等について協議)

2. 県防災施策の反映の修正

(5) 航空機事故発生時の県の組織体制に係る規定の追加

県地域防災計画 第6編 第1節 1. 各関係機関の措置 **取組の追加**

県は、阿蘇くまもと空港、天草空港及び県内において、航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があるときは、次の体制により所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

ア 第1警戒体制

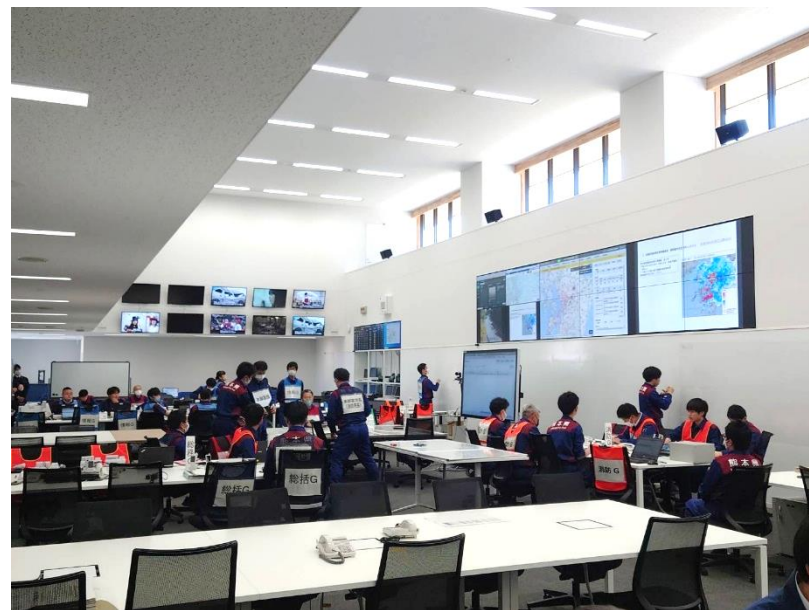
航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、人命救助が必要となる可能性がある場合には、航空機災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。

イ 災害警戒本部

航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合には、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。

ウ 災害対策本部

航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じるおそれがある場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。



防災センターオペレーションルーム【熊本県】